

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 四
- 福島県教育委員会 五
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 五

規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第十四号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記

部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第一（第一条の二関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア エ（略）</p> <p>オ 実施機関の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>カ ス（略）</p> <p>三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ チェンソー、ブッシュクリナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p> <p>四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p>	<p>別表第一（第一条の二関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア エ（略）</p> <p>オ 実施機関の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚がけいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>カ ス（略）</p> <p>三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ チェンソー、ブッシュクリナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（略）</p> <p>四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p>

- ア 実施機関の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、実施機関が定めるもの
 - イ ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - ウ すず、鉍物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- エケ (略)
- 七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - ア ペンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - イ ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - ウ 四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - エ 四―ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - オキキ (略)
 - ク 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
- ケ (略)
- コ 塩化ビニルにさらされる業務

- ア 実施機関の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、実施機関が定めるもの
 - イ ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - ウ すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- エケ (略)
- 七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - ア ペンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - イ ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - ウ 四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - エ 四―ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - オキキ (略)
 - ク 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- ケ (略)
- コ 塩化ビニルにさらされる業務

<p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p>	<p>に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん</p> <p>三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍</p> <p>シ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>シ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫</p> <p>列 (略)</p> <p>アから列までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかない疾病</p>
<p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p>	<p>に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん</p> <p>(新設)</p> <p>列 (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>シ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ</p> <p>列 (略)</p> <p>アから列までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかない疾病</p>

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和五年一月十八日から適用する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県規則第十五号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県規則第百六十二号）

の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項を次のように改める。

一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
---	---------

別表第一の三の項を同表四の項とし、同表二の項中「二」の下に「又は二」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
--	----------

別表第一備考中「ア又はイ」を「又は二の項」に改める。
別表第二の一の項及び二の項を次のように改める。

一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円

別表第二中三の項から五の項までを削り、同表六の項中「光ディスク（日本工業規格を「CD-R（日本産業規格）」に、「ものに限る）」を「光ディスクをいう」に、「物」を「もの」に改め、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき百円
---	---------

別表第二の七の項中「一から六まで」を「一から四まで」に、「よる写しの交付又は複写した物」を「より出力又は複写した物」に、「写し又は複写した物」を「出力又は複写した物」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項中「公文書の写し又は公文書を」を「公文書出力又は」に、「物」を「もの」に、「写し等」を「出力又は複写したもの」に改め、同項を同表六の項とし、同表に備考として次のように加える。
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第一号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県規則第十六号

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和五十二年福島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十条第三項」を「第十三条の四第二項、第二十条第三項及び第二十九条第三項」に、「様式第一号による」を「次の各号に掲げる府省令の様式に条例第九条第一項、第十三条の四第一項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十九条第二項の規定を記載して用いる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 消費者庁の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和三年内閣府令第六十五号）の別記様式

二 家庭用品品質表示法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和三年内閣府・経済産業省令第九号）の別記様式

三 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第七十五号）の別記様式

四 消費生活用製品安全法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和三年農林水産省・経済産業省令第四号）の別記様式

五 経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年経済産業省令第七十七号）の別記様式

六 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）の別記様式

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第一号による証明書は、その表面に記載された者がその表面に記載された条例の規定による立入検査及び質問に係る職権を有することを証明する改正後の規則第四条の規定による証明書とみなす。

（消費生活課）

福島県規則第十七号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 生産ラインシミュレータ (Octopus) 一時間 一、五七〇円

別表第二の一の2の表中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)から(23)までを(9)から(21)までとし、(24)を(22)とし、その次に次のように加える。

(23) 自動裁断システム (P-CAM161S) 一時間 六、五八〇円
(24) 表面切削装置 (SAICAS EN型) 一時間 六、三七〇円

別表第二の一の2の表中(26)を(30)とし、(25)を(29)とし、その前に次のように加える。

(25) 繊維熱処理装置 (VSG600) 一時間 四、二二〇円
(26) 小物専用コンピュータ横編機 (SWG091N2-15) 一時間 三、九〇〇円
(27) 染色加工装置 (ND-110) 一時間 三、四五〇円
(28) 小幅試験織機 (TNY101A-20) 一時間 二、二〇〇円

別表第二の一の1の表中(21)を(23)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) シャルピー衝撃試験機 (CI-500E) 一時間 三、三六〇円
(22) ハンマリング振動測定システム 一時間 一、九八〇円

別表第二の一の2の表中(19)を(20)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) 万能投影機 (V-12BDC) 一時間 一、〇五〇円

別表第一の一の2の3の表中(10)から(13)までを削り、(14)を(10)とし、(15)から(32)までを(11)から(28)までとし、(33)を(29)とし、その次に次のように加える。

(30) 熱分析装置 (DSC25) 一時間 二、四〇〇円
(31) 熱分析装置 (TMA450) 一時間 一、五六〇円
(32) 熱分析装置 (TG-DTA) (SDT650) 一時間 一、五三〇円
(33) アルコール分析システム (DA-1155, SDI- 一時間 一、二〇〇円

700)

別表第二の一の3の表中(34)を(35)とし、その前に次のように加える。

(34) 紫外可視分光光度計 (UH3900D) 一時間 一、〇四〇円

別表第二の一の5の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(18)までを(2)から(17)までとし、その次に次のように加える。

(18) 構造解析・流体解析システム (ANSYS Mechanical CFD) 一時間 三、八八〇円

別表第三の一の4の表アを次のように改める。

ア エックス線マ イクログラフ 定性分析 一試料一分 四、六二〇円
一試料一成 七、六五〇円
又は一成分 一面分析(画素数五二二×五二二点以内) 二、九三〇円
同一試料一分 二、二九〇円
分析点追加 同一試料一分 二、二九〇円
分析点追加 同一試料一分 二、二九〇円
同一試料一分 二、二九〇円
面分析画素数五二二×五二二点を追加すること

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業振興課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月22日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第一条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項」に、「以下「再任用職員」という。」で法第二十八条の五第一項」を「で法第二十二條の四第一項」に改める。

第十五条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の福島県教育庁等服務規程の規定を適用する。

3 この訓令の施行の日前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する福島県教育庁等服務規程第十五条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

(教育総務課)